

korekara

vol.23
ダイジェスト
版



『korekara』では、「ともに考え、動き、つくる。まちのこれから。」をキャッチフレーズに、さいたまの「まち」の魅力をさまざまな切り口で紹介するほか、市民のライフスタイルや関心度の高い話題に対応した誌面づくりを行い、まちづくりへの参加の「きっかけ」となるような情報をお届けしています。

特集

vol.23の見どころ



ヌウと川丸くんが防災について考えます

備えあれば うれいなし

の情報をお届け!

川崎港のキャラクター川丸くんです。

さいたま市PRキャラクターつながるヌウです。



さいたま市から飛び出したヌウは、ともに広域防災拠点として位置付けられている神奈川県川崎市の「東扇島東公園」と東京都江東区の「東京臨海広域防災公園」を訪ねました。案内をしてくれたのは川崎港のシンボルキャラクター「川丸くん」。2人が学んだ、災害に対する備えとは…?



ご当地キャラクターの「ヌウ」と「川丸くん」がご紹介

さいたま市と川崎市の防災都市づくり

今後起こると言われている首都直下地震などの大規模災害に備えて、防災に着目した都市づくりを進めている「さいたま市」と「川崎市」。両市が策定し、推進する防災都市づくり計画の内容とその特徴について、ヌウと川丸くんが分かりやすく紹介します!

さいたま市



準防火地域の指定拡大

「防災都市づくり計画」において災害リスクを分析した結果、大規模地震時に火災が発生した場合、広範囲に燃え広がる可能性のある延焼リスクの高い区域を抽出しました。事前の対策として延焼リスクの高い区域へ準防火地域の指定を進めることで、建築物の不燃化を促進し、延焼火災の拡大を抑制し燃え広がりにくい市街地にしていきます。



主にアパート・マンション

詳しくは中面へ



川崎市



地域住民との協働による防災まちづくり

減災都市づくりの重点的な取り組みの一つとして、火災延焼等による被害が広範囲に及ぶ地区において、「まち歩き」や「ワークショップ」等を通じて、地域住民の防災意識を向上させるとともに、それぞれの地区特性に応じた『地区防災まちづくり計画』を策定することで、地域住民が主体的に継続できる「防災まちづくり」を推進します。



みんなで考えると防災意識が高まっていいね!



東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」で体験してわかったこと 知って備える!防災あれこれ。

「東京臨海広域防災公園」の中にある防災体験学習施設「そなエリア東京」での体験を通じて、2人はたくさんのことを学びました。災害に備えて両市で行っている取り組みを交えながら、ヌウと川丸くんが報告します。



などなど、誌面では他にも詳しく紹介しています!ぜひ、ご覧ください。

中面では、「準防火地域の指定(案)」をご覧ください。



準防火地域の指定拡大を進めています

準防火地域指定区域(案)

詳しくは、市のHP からご確認いただけます。
 さいたま市のHP ▶【情報を探す】▶【サイト内を検索する】▶
 「準防火地域の指定拡大」と入力し、検索ボタンを押す▶
 「さいたま市/準防火地域の指定拡大を進めています」
 をクリックすると以下のページにジャンプします。
<http://www.city.saitama.jp/001/010/014/001/p044434.html>

市では、災害に強く、安全で住みやすいまちを目指し、「防災都市づくり計画」において、重点的に対応する必要がある災害リスクを分析しました。

分析した結果、大規模地震等が発生した場合、駅に近い住宅地などの比較的住宅が建て詰まった区域では、火災が拡大してしまう可能性があり、延焼リスクが高くなることがわかりました。

そこで延焼リスクを軽減するため、そのような区域を中心に準防火地域を指定し、建築物の不燃化を促進することで、燃え広がりにくい市街地にしていきます。

準防火地域に指定されたらどうなるの？

準防火地域内の建築物は、新築・増改築等を行う際、建築基準法により、階数と延べ面積に応じて構造の制限がかかります。
 一般的な木造住宅の場合、屋根を不燃材とし、延焼の恐れのある部分の外壁・軒裏、玄関や窓に防火措置を行う必要があります。

今後の予定

平成28年度

4/12(火)~26(火) 原案閲覧期間・公述人申出期間(土日除く)

〈閲覧場所・申出書配布場所〉

- 都市総務課(本庁舎8階)
- 北部都市・公園管理事務所管理課(大宮区役所7階)
- 南部都市・公園管理事務所管理課(中央区役所3階)

〈申出書提出場所〉

申出期間内に都市総務課(本庁舎8階)へ直接提出か郵送をお願いします
 ※申出書の提出は、市内に住所を有する方が対象です

4/16(土)14:00~ 原案に関する説明会

説明会場:市民会館うらわ(コンサート室)

※原案に関する説明会は、
 両日同じ内容となります
 ※参加の事前申込は
 不要です

4/17(日)10:00~ 原案に関する説明会

説明会場:市民会館おおみや(第3~5集会室)

5/23(月) 9:30~ 公聴会(公述申出人がない場合は中止になります)

開催会場:浦和コミュニティセンター第13集会室(コムナーレ10階)

9月頃 都市計画決定

周知期間

平成29年度

5月頃 都市計画変更告示・施行

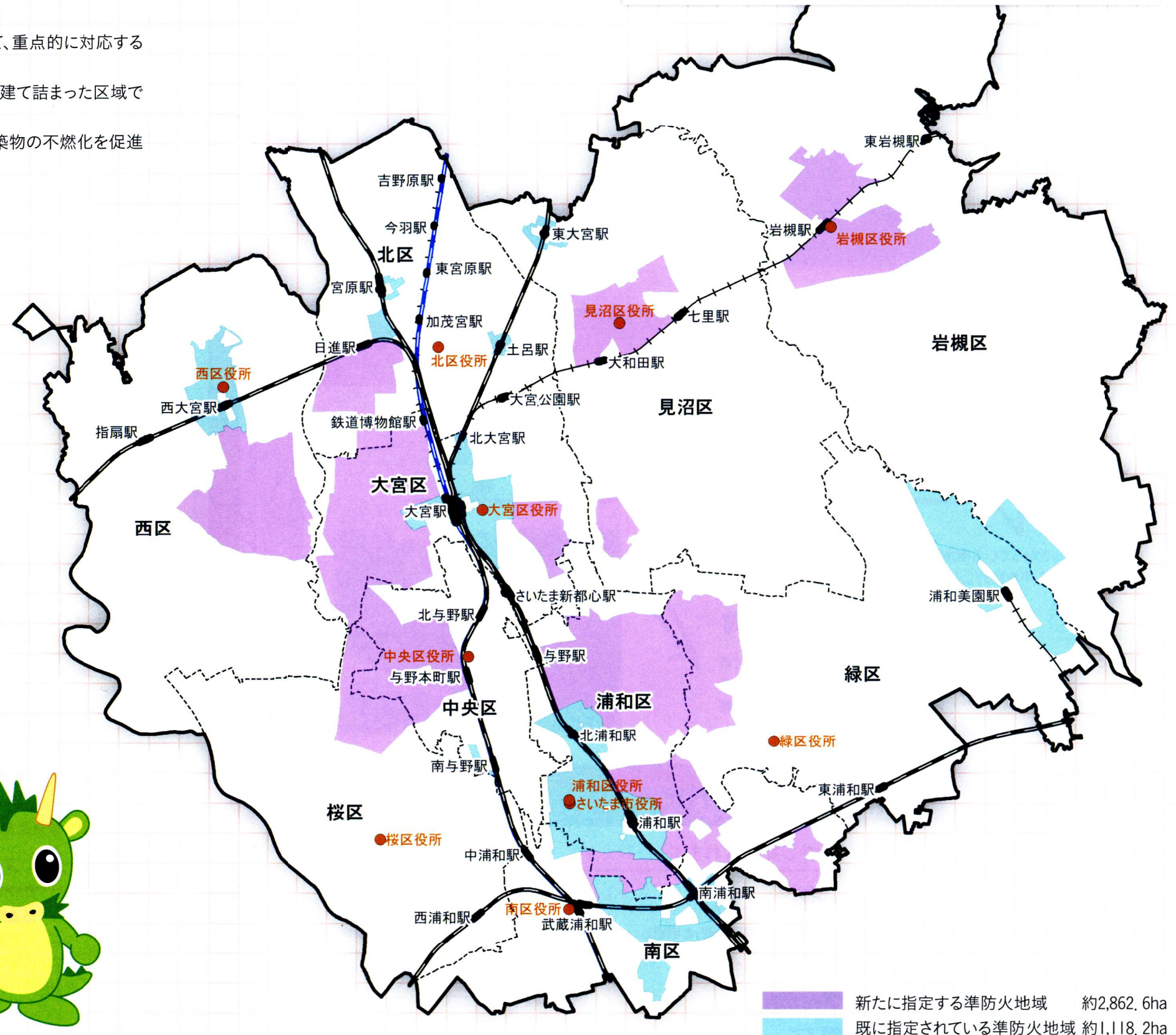
お問い合わせ先▶

さいたま市都市局都市計画部 都市総務課 政策係

TEL:048-829-1394(直通) FAX:048-829-1979

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号(本庁舎8階)

Eメール:toshi-somu@city.saitama.lg.jp



まちづくりINDEX

もっと住みやすく、より快適に。

変わっていくまちの姿

の情報をお届け!



now!

さいたま市では「東日本から首都圏への玄関口」である都市拠点としての役割を発揮しつつ、それぞれの居住スタイルに応じた住環境を形成するため、地域ごとにふさわしいまちづくりを進めています。

与野駅西口では、土地区画整理事業の進捗にあわせ、地元商店街と協力して景観にも配慮した街路灯の整備を行うなど、駅前にふさわしいまちづくりを行っています。



before

一見すると、ずいぶん昔の写真のようですが、実は1992年に撮影されたもの。ここ20年あまりで、通りは大きく変わりました。



▲与野駅西口駅前通り

裏表紙

まちを知る♥まちを愛する

さいたま 景観すとうりー

の情報をお届け!



まちのシンボルとなっている樹木や地元で長く愛されてきた建造物など、市内のさまざまな名所を紹介します。

vol.03 旧坂東家住宅 見沼くらしっく館

現在では見る機会が少ない、かやぶきの木造平屋建ての建造物である「旧坂東家住宅 見沼くらしっく館」。「生きている民家」をテーマに、昔ながらの行事やそれにちなんだ展示、講座などが開催されており、地域のシンボルとして市民に親しまれています。



詳しい内容は、ぜひ23号本誌でご覧ください!

「korekara」は、下記のいずれかの方法でご覧になれます!

1 施設で配布しています

下記の公共施設などで無料配布しています。

- 各区役所情報公開コーナー
- 支所
- 市民の窓口
- 公民館
- 図書館
- コミュニティセンター
- 児童センター など

2 郵送でお送りします

「korekara vol.23号郵送希望」と明記し、120円切手を同封の上、下記あて先までお送りください。

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
都市総務課 まで

3 ホームページで見られます

誌面の紹介やこぼれ話、まちづくりの情報などが掲載された『korekara』WEBサイトへは、下記の検索ワードで検索してください。

さいたま市 korekara

検索